

令和8年（2026年）2月公表分

【業務上のミス等：8件】

書類等の誤交付・誤送付・誤送信	3件
書類等の紛失	1件
誤払い・誤振込	2件
誤請求・誤徴収	1件
処理の誤り	1件

（1）書類等の誤交付・誤送付・誤送信

	概要	担当
1	<p>（概要） 児童A氏宛てのアンケートを入れた封筒に、別の児童B氏宛ての封筒がのりで貼り付いたまま、A氏宅に郵送されてしまったもの ＜対象者 2世帯＞</p> <p>（原因） 確認不足</p> <p>（対策） 封筒の封緘作業は、封筒の貼り付きを防ぐため液体のりではなくテープのり等の速乾性があるのりを使用します。また、封入・封緘の作業依頼・実施ルールの周知徹底を行うとともに、納品後は貼り付きの有無を確認して発送します。</p>	<p>こども政策課 電話 096-328-2156 業務支援課 電話 096-328-2127</p>
2	<p>（概要） 地域公民館運営費補助金の誤交付 ＜対象者 1団体 過大交付額 24,000円＞ ※令和7年度（2025年度）分</p> <p>（原因） 処理手順の不備、知識不足</p> <p>（対策） 詳細な入力手順を記載したマニュアルや、補助金の誤交付につながりやすい事項を整理したチェックシートを整備するとともに、当該業務に携わる職員への研修を実施します。</p>	<p>東区役所総務企画課 電話 096-367-9121</p>
3	<p>（概要） A氏宛てに送付すべき「保育所入所保留通知書」を、誤って元配偶者であるB氏へ送付したもの</p> <p>（原因） 処理手順の不備、確認不足、認識不足</p> <p>（対策） 確認すべき項目のチェックリストを作成したうえで、担当者への研修を実施します。チェックリストに基づく照合作業を確実に行うことで、再発を防止します。</p>	<p>東区役所保健こども課 電話 096-367-9130</p>

（2）書類等の紛失

	概要	担当
1	<p>（概要） 生徒の健康診断票紛失 ＜対象者 1名＞</p> <p>（原因） 処理手順の不備、確認不足</p> <p>（対策） 全中学校に対し、紙の健康診断票が全て揃っているか一斉点検を実施するとともに、全学校に対し、個人情報保護委員会による管理職向けの研修を実施することで、再発を防止します。</p>	<p>帯山中学校 電話 096-383-1288 健康教育課 電話 096-328-2728</p>

(3) 誤払い・誤振込

	概要	担当
1	<p>(概要) 一部の方の高額療養費の自己負担限度額区分がシステムに正しく表示されない不具合が発生したことより、国民健康保険加入者から療養費を誤徴収したものの。 ＜対象者 1名 過大徴収額 495円＞</p> <p>(原因) 確認不足、処理手順の不備</p> <p>(対策) 委託事業者を含めた組織チェック体制を強化することで、再発を防止します。</p>	国保年金課 電話 096-328-2280
2	<p>(概要) 後期高齢者医療システムへの入力の際、A氏の画面に誤ってB氏の口座情報を入力してしまったため、B氏の口座が記載された後期高齢者医療高額療養費支給決定通知書がA氏に送付されるとともに、A氏に支払うべき「後期高齢者医療高額療養費」がB氏へ支給されてしまったもの ＜対象件数 2件(4世帯) 誤支給額合計 7,901円＞ ※令和5年(2023年)分～令和7年(2025年)分</p> <p>(原因) 情報セキュリティに関する認識不足、確認不足、確認手順の不備</p> <p>(対策) 離席時のシステムの画面ロックを徹底し、注意喚起文を端末周辺へ掲示します。また、週次の入力確認リストと申請書の突合を徹底し、結果を管理職へ報告する運用に変更します。</p>	北区役所区民課 電話 096-272-6905

(4) 誤請求・誤徴収

	概要	担当
1	<p>(概要) 市施設への自動販売機設置業者に対する電気料金の請求相手方誤り及び算定誤りによる誤徴収 ＜請求相手方誤り：対象者 1事業者 誤請求額 計12,040円＞ ※令和7年(2025年)4月分～7月分 ＜算定誤り：対象者 4事業者＞</p> <p>(原因) 確認不足、認識不足</p> <p>(対策) 年度当初の電気料金請求に係る決裁時には、事務処理のチェックリスト、契約書、許可書を添付することで、相手方の確認を確実にを行います。また、請求にあたっては、契約容量の現況確認等の確認を徹底することで、再発を防止します。</p>	スポーツ振興課 電話 096-328-2724

(5) 処理の誤り

	概要	担当
1	<p>(概要) 住民税未申告世帯の保育料算定に係る不適切な事務処理により、保育料を誤算定したもの ＜対象者 1世帯＞</p> <p>(原因) 処理手順の不備</p> <p>(対策) システム入力者と別の職員及び管理監督職が算定内容をチェックするとともに、確認手順をマニュアルに明記することで再発を防止します。</p>	西区役所保健こども課 電話 096-329-6838